

大子町過疎地域持続的発展計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

茨 城 県 大 子 町

目 次

1 基本的な事項

| | |
|---|----|
| (1) 町の概況 | 1 |
| ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 | 1 |
| イ 町における過疎の状況 | 1 |
| ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配意した町の社会経済的発展の方向 | 2 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 | 3 |
| ア 人口の推移と今後の見通し | 3 |
| イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向 | 3 |
| (3) 行財政の状況 | 6 |
| ア 行政の状況 | 6 |
| イ 財政の状況 | 7 |
| ウ 施設整備水準等の現況と動向 | 8 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 | 9 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 11 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 11 |
| (7) 計画期間 | 11 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 11 |

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

| | |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 12 |
| (2) その対策 | 13 |
| (3) 計画 | 14 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 14 |

3 産業の振興

| | |
|----------------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 14 |
| (2) その対策 | 17 |
| (3) 計画 | 20 |
| (4) 産業振興促進事項 | 21 |
| ア 産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種 | 21 |
| イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 | 21 |
| (5) 公共施設等総合管理計画との整合 | 21 |

4 地域における情報化

| | |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 21 |
| (2) その対策 | 22 |
| (3) 計画 | 23 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 23 |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

| | |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 23 |
| (2) その対策 | 24 |
| (3) 計画 | 24 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 25 |

6 生活環境の整備

| | |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 25 |
| (2) その対策 | 28 |
| (3) 計画 | 30 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 31 |

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

| | |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 31 |
| (2) その対策 | 32 |
| (3) 計画 | 34 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 35 |

8 医療の確保

| | |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 35 |
| (2) その対策 | 35 |
| (3) 計画 | 36 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 36 |

9 教育の振興

| | |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 37 |
| (2) その対策 | 37 |
| (3) 計画 | 39 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 39 |

10 集落の整備

| | |
|------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 39 |
|------------|----|

| | |
|--------------------------------|----|
| (2) その対策 | 39 |
| (3) 計画 | 40 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 40 |
| | |
| 1 1 地域文化の振興等 | |
| (1) 現況と問題点 | 40 |
| (2) その対策 | 41 |
| (3) 計画 | 41 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 41 |
| | |
| 1 2 再生可能エネルギーの利用の促進 | |
| (1) 現況と問題点 | 42 |
| (2) その対策 | 42 |
| (3) 公共施設等総合管理計画との整合 | 42 |
| | |
| 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | |
| (1) 現況と問題点 | 42 |
| (2) その対策 | 43 |
| (3) 計画 | 44 |
| 事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分 | 45 |

大子町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、茨城県の北西部に位置し、北から東にかけては福島県、西は栃木県に接する県際地域にあります。南北約28km、東西約19kmあり、総面積325.76km²で、県内市町村では3番目の大きさです。町の約8割は八溝山系と阿武隈山系からなる山地で、これらの山あいから数多くの中小河川が流れ出し、町の中央部を縦断する久慈川に注いでいます。また、これらの河川に沿って集落や耕地が開け、町のほぼ中心部に市街地が形成されています。

年間平均気温は12度から13度、平均降水量1,400mmから1,500mmと低温多雨で寒暖の差の大きい山岳気候の様相を呈しています。

明治期に市町村制が施行されると、本町の母体となる保内郷地区は1町9か村の地域として歩んできました。そして、戦後の町村合併促進により諸富野村が山方町と下小川村に分村合併し、その直後、昭和30年3月に1町8か村が合併して現在の大子町が誕生し、現在に至ります。

本町は、日本三名瀑の一つである国名勝袋田の滝をはじめ、県内最高峰の八溝山や男体山の秀峰、久慈川の清流、奥久慈温泉郷などの観光資源が豊富であり、また、米、茶、りんご、しゃも等の多くの特産物に恵まれていることにより、年間90万人の観光入込客を数える県内有数の観光地となっています。

イ 町における過疎の状況

昭和30年の合併当時43,124人を有した本町の人口は、令和3年4月1日の常住人口では、15,406人と大きく減少しています。特に、昭和35年から昭和45年までの減少率が18%と大きく、高度経済成長期に農村部から都市部への人口移動が激しかったことを裏付けるデータとなっています。その後、昭和50年から平成12年にかけては4%から6%台の減少率を推移し鈍化傾向にあったものの、近年は再び減少率が上昇しており、平成23年から令和3年までの減少率は25%まで上昇しています。急速に進行する人口減少による地域コミュニティの低下や労働力不足による地域経済縮小など、人口減少による問題の深刻化が懸念されています。

本町は、昭和45年に施行された過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）において昭和46年に過疎地域に指定されて以来、過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）及び過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律においても過疎地域の指定を受けています。

また、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に期限到来となり、令和3年4月1日に施行された、新過疎法となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法においても引き続き過疎地域の指定を受けています。

本町においては、過疎の状況から脱却するためにハード及びソフトの両面から様々な施策を展開してきたところです。

移住・定住・地域間交流の促進では、空き家等情報バンクの設置等による都市住民の空き家への入居を支援するとともに、「奥久慈茶の里公園」をワークスペースとして整備し、都市部住民が本町に訪れる機会を創出しました。産業の振興では、特に観光レクリエーション事業に重点を置き都市部との交流を通じた地場産業の育成に努めており、令和3年4月には道の駅奥久慈だいごがリニューアルオープンし、令和8年には防災対応型観光交流施設が完成します。情報化の推進では、公共施設への公衆無線LANの整備や行政手続きのオンライン化、コミュニティFM放送局の開局による情報発信力の強化など、住民サービスの向上や行政の効率化を図りました。交通施設の整備、交通手段の確保では、町道及び農林道整備を行うとともに、持続可能な公共交通体系の構築に係る新たな移動手段として、AIを活用した乗合タクシー等の実証実験を実施し、令和3年10月から本格運行を開始しました。生活環境の整備では、廃棄物処理施設整備や合併処理浄化槽整備を行うとともに、大子町水道事業経営戦略を策定し、業務の効率化などによる安定した運営を推進しました。子育て環境の確保では、こども家庭センターを拠点とした、切れ目のない相談支援の実施、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進では、要介護状態にならないようにするために、関係各課が連携し、健康づくり・介護予防を推進しました。医療の確保では、救急傷病者診療体制維持、教育の振興では、中学校の統廃合の実施、地域文化の振興では、公民館講座等による芸術文化活動の推進、集落の整備では、集会所施設の長寿化を図るため、施設点検を行い、点検結果に基づき予防保全を実施しています。

このような事業を総合的に実施していますが、全国の過疎地域と同様に少子高齢化が急速に進行しており、町の様々な分野に影響を及ぼしています。少子化による町内小・中学校の統廃合問題や複式学級の増加、また、高齢者の増加による医療費や介護費などの伸びによる財政負担増、若者の流出による農林畜産業や商業の後継者不足、自治会活動の低下などの課題が顕在化しています。

今後も本町が活力ある町として存続していくためには、「町の外部からの活力導入」と「町の内部からの活性化」をまちづくりにあたっての2本の柱とし、地域の活力の源である若者の定住や転入を図る施策を最優先に推進していくことが必要です。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配意した町の社会経済的発展の方向

昭和30年の合併当時、第1次産業就業人口は全体の65%を占め、第2次、第3次産業を圧倒していましたが、産業構造の変化により、徐々に、第1次産業就業人口から第2次、第3次へ移行し、近年では、第3次産業就業人口が概ね全体の半分を占めるようになっており、続いて第2次、第1次産業の順となっています。

袋田の滝をはじめとする豊かな自然環境や地域ならではの食材など豊富な地域資源に恵まれている本町においては、これらの資源を最大限に活かして交流人口の拡大に結びつけて町の活力を維持していくことをはじめとして、企業誘致などによる雇用の場の創出や様々な子育て支援施策の展開、また、読書のまちづくりの推進による豊かな情操を育むこ

とにより、若者の住む活力あるまちづくり、心豊かなまちづくりを目指すべき方向とします。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、表1-1(1)のとおり昭和35年の国勢調査時には40,178人でしたが、令和2年の国勢調査では15,736人となっており、60年間で60.8%減少しています。この間の5年ごとの変化をみると、昭和40年から昭和45年までの間の10.4%が減少率のピークとなっており、その後は4%から6%台の減少率で推移してきました。しかし、平成12年から平成17年までの間は7.8%、平成17年から平成22年までの間は9.2%、平成22年から平成27年までの間は10.1%、平成27年から令和2年までの間は12.8%と過去の減少率のピークを超え、年々減少率が上昇傾向にあります。

男女別の内訳では、表1-1(2)のとおり男性約50%、女性約50%となっており、この数年間ほぼ均衡を保っています。

年齢階層別にみると、表1-1(1)のとおり全ての年齢階層において減少の値を示していますが、特に0歳から14歳までの年少人口及び15歳から29歳までの若年者人口の減少が顕著になっています。

0歳から14歳までの年少人口をみると、平成2年から平成17年までの間50.6%の減少率をピークとして、近年急激な少子化傾向にあることを示しています。

15歳から29歳までの若年者人口も昭和55年に5,554人であったものが、令和2年には1,210人と78.2%も減少しており、若年層の労働人口の減少も深刻な問題です。

65歳以上の高齢者人口比率については、昭和55年には14.2%であったものが、令和2年では46.3%と急速に高齢化社会へ進行しています。

表1-1(3)のとおり、令和7年3月に策定した第3期大子町未来創生総合戦略における将来人口についての推計では、令和12年度には11,921人程度になると予測しており、それ以降も人口が減少していく見込みです。また、人口の将来目標では、若年層の転出者を減らし、かつ、若年層や子育て世代の転入者を増やすことで、社会移動の転出超過を抑えた将来人口の目標値を示しています。

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

本町の産業別人口は、表1-1(4)のとおりであり、就業人口総数については、昭和35年に18,695人であったものが、令和2年には7,707人となり、60年間で58.8%減少しています。

昭和35年当時は、第1次産業就業人口比率が65.1%であり、第2次、第3次産業を圧倒していましたが、その後、第1次産業就業人口は減少、第2次、第3次産業就業人口が増加に転じており、令和2年では第3次産業就業人口が全体の半分以上を占めるようになっています。

また、産業別に見ると、第1次産業である農業は、専業農家数は若干増加しているものの兼業農家数の減少などから農家総数は年々減少しており、農業従事者の高齢化と担い手の不足が深刻な問題となっています。林業についても、近年の木材価格の低迷、林業従事者の後継者不足など、農業と同様に厳しい状況にあります。

第2次産業である製造業については、工業統計調査によると平成25年の事業所数52か所、従業者数1,082人に対し、令和元年には事業所数41か所、従業者数917人とどちらも減少傾向にあります。

第3次産業では、就業人口の半分以上の割合を占めているものの、就業者人口は減少傾向にあり、全体の就業人口が年々減少傾向にある中、既存企業への支援や企業誘致による雇用の場の創出が必要となっています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

| 区分 | 昭和55年 | | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-----------------------|-------------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|----|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 |
| 総数 | 人 29,524 | 人 27,067 | % △8.3 | 人 22,103 | % △18.3 | 人 18,053 | % △18.3 | 人 15,736 | % △12.8 | |
| 0歳～14歳 | 5,989 | 4,816 | △19.6 | 2,381 | △50.6 | 1,529 | △35.8 | 1,183 | △22.6 | |
| 15歳～64歳 | 19,330 | 16,775 | △13.2 | 12,157 | △27.5 | 9,215 | △24.2 | 7,262 | △21.2 | |
| うち 15歳～ 29歳 (a) | 5,554 | 3,544 | △36.2 | 2,680 | △24.4 | 1,672 | △37.6 | 1,210 | △27.6 | |
| 65歳以上 (b) | 4,205 | 5,473 | 30.2 | 7,565 | 38.2 | 7,286 | △3.7 | 7,266 | △0.3 | |
| (a)／総数 若年者比率 | % 18.8 | % 13.1 | — | % 12.1 | — | % 9.3 | — | % 7.7 | — | |
| (b)／総数 高齢者比率 | % 14.2 | % 20.2 | — | % 34.2 | — | % 40.4 | — | % 46.2 | — | |

表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

| 区分 | 平成12年3月31日 | | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | |
|----|-------------|--------|-------------|--------|-----------|-------------|--------|-----------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 | 人 24,635 | % — | 人 22,945 | % — | % △6.9 | 人 20,865 | % — | % △9.1 |
| 男 | % 12,125 | 49.2 | % 11,273 | 49.1 | △7.0 | % 10,263 | 49.2 | △9.0 |
| 女 | % 12,510 | 50.8 | % 11,672 | 50.9 | △6.7 | % 10,602 | 50.8 | △9.2 |

| 区分 | 平成26年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | | 令和3年3月31日 | | |
|-----------------|-------------|--------|-----------|-------------|--------|-----------|-------------|--------|------------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 (外国人住民除く) | 人 19,264 | % — | % △7.7 | 人 18,827 | % — | % △2.3 | 人 16,005 | % — | % △15.0 |
| 男 (外国人住民除く) | 9,445 | 49.0 | △8.0 | 9,223 | 49.0 | △2.4 | 7,920 | 49.5 | △14.1 |
| 女 (外国人住民除く) | 9,819 | 51.0 | △9.2 | 9,604 | 51.0 | △2.2 | 8,085 | 50.5 | △15.8 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------|---------|------|---|---------|------|-------|---------|------|-----|
| 参考 | 男 (外国人住民) | % 18 | 21.2 | — | % 16 | 18.4 | △11.1 | % 16 | 18.2 | 0 |
| | 女 (外国人住民) | % 67 | 78.8 | — | % 71 | 81.6 | 6.0 | % 72 | 81.8 | 1.4 |

| 区分 | 令和7年3月31日 | | |
|-----------------|----------------------|--------|------------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 (外国人住民除く) | 人 14,187 | % — | % △11.4 |
| 男 (外国人住民除く) | 7,093 | 50 | △10.4 |
| 女 (外国人住民除く) | 7,094 | 50 | △12.3 |
| 参考 | 男 (外国人住民) % 29 | 24 | 81.3 |
| | 女 (外国人住民) % 92 | 76 | 27.8 |

表1-1(3) 将来人口の推計と人口の将来目標 (第3期大子町総合戦略)

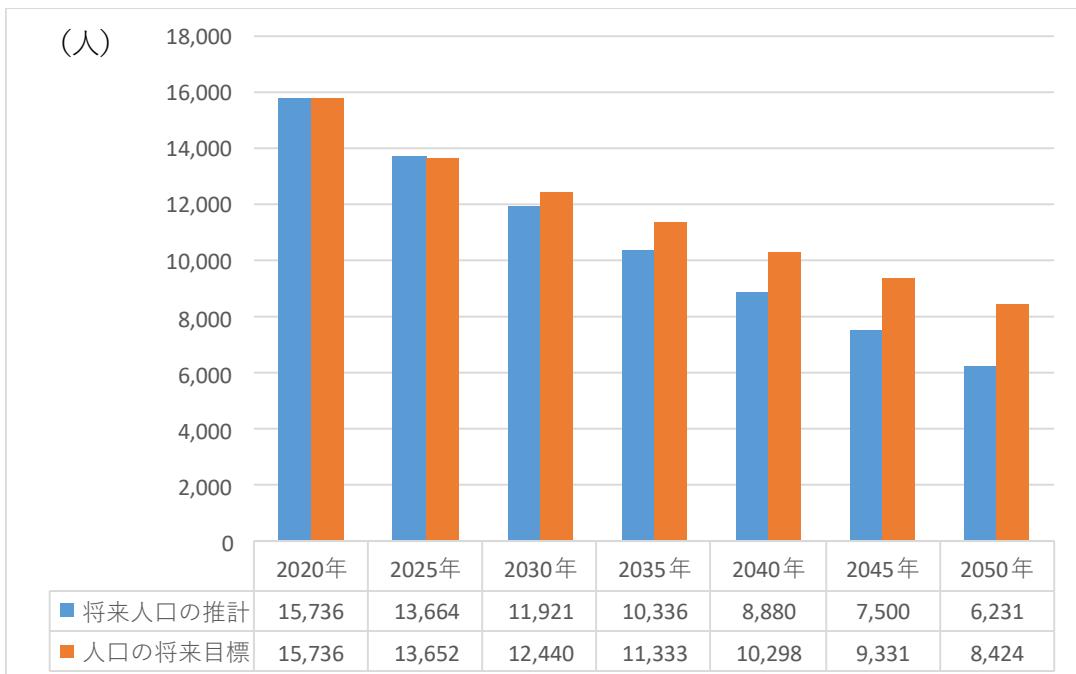


表1-1(4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

| 区分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------|-----|
| | 実数 | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 18,695 | 人 16,865 | 人 16,097 | % △9.8 | 人 15,752 | % △2.1 | 人 15,613 | % △0.9 | | |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 65.1 | % 59.4 | — | % 50.7 | — | % 43.7 | — | % 37.4 | — | |

| | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|-----------|---|-----------|---|-----------|---|-----------|---|
| 第二次産業就業人口比率 | % 11.2 | % 13.4 | — | % 19.4 | — | % 24.2 | — | % 28.3 | — |
| 第三次産業就業人口比率 | % 23.7 | % 27.2 | — | % 29.9 | — | % 31.9 | — | % 34.3 | — |

| 区分 | 昭和 60 年 | | 平成 2 年 | | 平成 7 年 | | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | |
|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|------------|
| | 実 数 | 増減率 |
| 総数 | 人 14,912 | % △4.5 | 人 14,297 | % △4.5 | 人 13,632 | % △8.4 | 人 12,487 | % △4.3 | 人 11,092 | % △11.2 |
| 第一次産業就業人口比率 | % 34.4 | — | % 26.9 | — | % 24.0 | — | % 21.1 | — | % 18.4 | — |
| 第二次産業就業人口比率 | % 31.3 | — | % 33.9 | — | % 33.6 | — | % 35.3 | — | % 33.1 | — |
| 第三次産業就業人口比率 | % 34.3 | — | % 42.3 | — | % 42.3 | — | % 43.6 | — | % 48.3 | — |

| 区分 | 平成 22 年 | | 平成 27 年度 | | 令和 2 年度 | |
|-------------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|
| | 実 数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 9,610 | % △13.4 | 人 8,855 | % △7.8 | 人 7,707 | % △13.0 |
| 第一次産業就業人口比率 | % 15.9 | — | % 15.6 | — | % 14.4 | — |
| 第二次産業就業人口比率 | % 31.0 | — | % 30.7 | — | % 29.9 | — |
| 第三次産業就業人口比率 | % 52.0 | — | % 51.7 | — | % 54.8 | — |

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

広大な面積と地理的条件から、本町では、消防、ごみ及びし尿処理、学校給食、火葬場及び斎場については、町が単独で設置し運営を行っている状況です。また、令和 7 年 4 月で小学校 6 校、中学校 1 校、保育所 5 か所（うち 2 か所は民間保育園）及び幼稚園 1 園を設置し運営しています。今後も少子高齢化が急速に進むことが予想されるため、効率的な行政運営を図る上で、広域行政への移行や一部業務の民間委託等についても検討を進める必要があります。

次に職員数は、令和 7 年 4 月時点で 247 人となっており、少子高齢化が進む中で複雑化、多様化する行政需要に対応できるよう適正な人員配置に努めています。

一方、財政状況については、全体予算に占める義務的経費が依然として高い割合で推移しており、財政の硬直化が進んでいます。さらに、財政基盤の強さを示す財政力指数は県内ワーストとなっており、自主財源が乏しい状況は解消できません。

平成 28 年度に策定した「第 5 次大子町行政改革大綱」では、これまでの削ることを軸と

した改革から限りある人材と財源を有効活用し、各種取組を推進しました。こうした取組を進めることにより一定の効果は見られたものの、社会経済情勢の変化や町民の価値観、ライフスタイルの多様化等に伴い新たな課題も顕在化しています。

行政ニーズに的確に対応した効率的な行政運営を進め、将来に渡って持続可能な地域社会を構築するため、令和3年度から7年度までの5年間を推進期間とした「第6次大子町行政改革大綱」を策定しました。今後は、本大綱に基づき具体的な取組を実施し、引き続き行政改革の推進に努めていきます。



イ 財政の状況

本町の財政状況は、表1-2(1)のとおり普通会計の令和2年度決算においては、歳入総額14,152,294千円、歳出総額13,132,406千円で財政力指数0.33、経常収支比率89.8%となっています。

歳入総額14,152,294千円は、平成27年度に比べ31.9%の増となり、その内訳を見ると、国庫支出金が257.0%、県支出金が8.8%それぞれ増加していますが、過疎対策事業債については、51.2%の減となっています。

一方、歳出総額13,132,406千円は、平成27年度に比べ30.9%増加しており、投資的経費については、22.4%増加しています。これについては、令和元年東日本台風の影響により災害復旧事業費が増加したことや新庁舎建設工事などが大きな要因であると考えられます。

過去の状況から比較すると、本町の財政状況は徐々に改善する方向に向かっていますが、依然として厳しい財政状況にあるといえます。今後、各種公共施設の更新など必要不可欠な大型公共工事が想定されるため、安定した自主財源の確保に努めるとともに、経常的経費などの歳出削減を図る必要があります。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和2年度 |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 11,156,665 | 10,725,513 | 14,152,294 |
| 一般財源 | 6,051,260 | 6,074,272 | 6,281,485 |
| 国庫支出金 | 1,868,981 | 1,178,521 | 4,207,669 |
| 都道府県支出金 | 862,667 | 590,295 | 642,219 |
| 地方債 | 890,067 | 1,394,929 | 1,352,685 |
| うち過疎対策事業債 | 255,700 | 774,200 | 377,900 |
| その他 | 1,483,690 | 1,487,496 | 1,668,236 |
| 歳出総額 B | 10,437,520 | 10,028,587 | 13,132,406 |
| 義務的経費 | 4,564,902 | 4,072,250 | 4,189,321 |
| 投資的経費 | 2,682,518 | 2,018,113 | 2,469,410 |
| うち普通建設事業費 | 2,681,325 | 1,965,091 | 1,050,718 |
| その他 | 3,190,100 | 3,938,224 | 5,863,181 |
| 過疎対策事業 | 395,335 | 1,187,260 | 610,494 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 719,145 | 696,926 | 1,019,888 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 99,209 | 88,609 | 59,344 |
| 実質収支 C-D | 619,936 | 608,317 | 960,544 |
| 財政力指数 | 0.33 | 0.32 | 0.33 |
| 公債費負担比率 | 15.7 | 11.4 | 11.9 |
| 実質公債費比率 | 11.9 | 4.6 | 3.4 |
| 経常収支比率 | 85.2 | 84.5 | 89.8 |
| 将来負担比率 | 84.1 | 41.6 | 20.9 |
| 地方債現在高 | 8,545,547 | 9,956,117 | 10,068,655 |

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

| 区分 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 令和2年度末 |
|----------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 町道 | | | | | |
| 改良率 (%) | 7.7 | 26.6 | 35.5 | 39.2 | 40.9 |
| 舗装率 (%) | 6.1 | 46.0 | 59.4 | 64.2 | 66.4 |
| 農道 | | | | | |
| 延長 (m) | — | — | — | 47,079 | 47,800 |
| 耕地 1ha 当たり農道延長 (m) | 1.2 | 9.2 | 13.7 | — | — |
| 林道 | | | | | |
| 延長 (m) | — | — | — | 128,642 | 138,722 |
| 林野 1ha 当たり林道延長 (m) | 7.0 | 8.4 | 9.1 | — | — |
| 水道普及率 (%) | 97.0 | 98.8 | 99.1 | 99.2 | 99.3 |
| 水洗化率 (%) | 6.7 | 10.1 | 49.3 | 69.8 | 82.0 |
| 人口千人当たり病院、診療所病床数 (床) | 12.3 | 11.8 | 12.3 | 12.0 | 16.1 |

ウ 施設整備水準等の現況と動向

町道の改良及び舗装率について、本町は広大な面積を有しており、町道延長は約 600 km もあることから、令和2年度末で改良率 40.9%、舗装率 66.4%と国・県道と比較し、いずれ

の率も下回っており整備が遅れている状況です。

水道普及率は、県平均に比べて昭和50年代からかなり高い水準となっており、令和2年度末現在では99.3%となっています。

また、浄化槽整備事業により合併処理浄化槽の普及が進んでおり、水洗化率については年々上昇傾向にあり、令和2年度末では82.0%となっています。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、第6次総合計画において、目指すべきまちの将来像を「魅力あるストーリーで新しいまちの景色を創り 未来へつなぐ DAIGO」と定め、住民と企業、行政が一体となってまちづくりを進めてきました。

少子高齢化が進む中、大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行、デジタル技術の劇的な進歩など、これまでとは状況がまったく異なる予測困難な時代を迎え、これらに伴い、”安全・安心な暮らしの確保”を求める傾向が強まるなど、町民の意識も大きく変化してきています。

このような中、本町が今後も活力ある町として持続的に発展していくためには、町の活力の原動力となる若者の定住や転入を図る施策の推進が重要であり、そのためには、雇用の場を創出することや安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、そして高齢者が健康で生きがいを持って社会参加できる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

令和6年2月に策定された、第7次総合計画では、「豊かな資源をつむぎ 人々が豊かに暮らし、訪れるまち 奥久慈に輝く日本一幸せな DAIGO」を本町の将来像として掲げており、将来像の実現のために、3つのまちづくりの基本姿勢に沿った、6つの重点戦略を設定しています。

3つの基本姿勢とは、「『住むことを誇れるまち』をつくる」、「『地域経済の維持・発展』を支える」、「『オール大子町』で進める」であり、一つ目は、安全性や利便性、快適性をはじめとした町の総合的なレベルアップを図るまちづくりの推進、二つ目は、観光・交流と農業を柱とした多様な産業活動を積極的に支援し、町民が経済的に豊かに暮らせるまちづくりの推進、三つ目は、町民同士のつながり、町民・町民団体・民間企業・大学等と行政との連携・共同体制の強化を進め、オール大子町でまちづくりを推進することです。

また、目指すべき将来像を実現するために、特に力を入れるべき課題や喫緊の課題を6つの分野に分け、分野目標ごとの方針を定めました。

① 安全・安心・快適なまち【生活環境分野】

あらゆる危機に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、過去の災害から得た教訓を生かし、消防・防災体制の一層の強化、浸水被害防止のための治水対策の促進を図るほか、高齢者の急増など近年の環境変化を踏まえた防犯・交通安全・消費者対策を進めます。

また、町民がずっと住みたくなる、町外の人が移り住みたくなる、美しく快適な生活環境づくり、「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、総合的な環境・エネルギー対策やごみの減量化・資源化を進めるほか、町民生活に一日も欠かせない安全でおいしい水の安定供給、生活排水の適正処理のための合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

② 健やかでやさしいまち【保健・医療・福祉分野】

人生100年時代を見据え、町民一人ひとりが生涯にわたって活躍し、幸せに暮らすことができるよう、町民主体の健康づくりの促進を基本に、疾病予防・重症化予防に向けたきめ細かな保健サービスを提供するとともに、医師の確保に向けた取り組みや医師会との連携等により、地域医療体制の充実に努めます。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護・福祉サービスの充実や社会参加・生きがいづくりの促進に努めるほか、地域住民誰もが自分のこととして支え合う地域福祉活動の促進に努めます。

③ 豊かでにぎわいあふれるだいご【産業分野】

観光・交流人口の拡大と観光・交流から移住への展開を見据え、多彩な観光・交流資源のさらなる魅力化、情報発信の充実等により、観光・交流機能の強化を図ります。

また、特色ある農業のまちとして、多様な担い手の育成・確保や農産物のさらなるブランド化の促進をはじめ、多面的な農業振興施策を推進するとともに、森林の適正管理・整備を促します。

さらに、町のにぎわいと活力の再生・創造に向け、市街地整備と連動した商店街の環境整備、商工業事業所の経営の継続・安定化の支援、新たな企業や事業所の立地促進、起業の促進に努めるほか、これらの産業振興施策と連動し、雇用の確保・拡大に向けた取り組みを進めます。

④ 明日を担う人を育むだいご【子育て・教育・文化分野】

町の宝である子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育つよう、「こども家庭センター」の設置のもと、結婚から妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援を一層推進します。

また、子どもたちが生きる力を身につけ、明日を担う「人財」として成長することができるよう、中学校の適正配置を進めるとともに、コミュニティ・スクールの充実をはじめ、学校教育環境の充実を図ります。

さらに、町民が生きがいに満ちた暮らしを送ることができるよう、生涯にわたって自ら学び、その成果を生かせる学習環境・読書環境の整備、町民主体の文化活動・スポーツ活動の促進に努めます。

⑤ 未来への基盤が整つただいご【都市基盤分野】

未来を見据え、計画的な土地利用を推進するとともに、「大子まちなかビジョン」に基づき、災害に強く、にぎわいのある、魅力ある市街地環境の整備を進めます。

また、町民の利便性・安全性の向上、町全体の活性化に向け、国・県道の整備促進や町道の整備、AI乗合タクシーをはじめとする公共交通の充実、行政及び地域におけるデジタル化を進めます。

さらに、安全で快適な住宅・住環境の確保に向けた取り組みを進めるほか、これらの住宅施策と連動し、空き家バンクや移住相談の充実、経済的支援の推進など、移住・定住を直接的に支援する施策を推進します。

⑥ みんなでつくるだいご【協働・行財政分野】

町の活性化や人材の育成、関係人口の拡大に向け、大学との連携や台湾との連携・交流を推進するとともに、人権尊重社会・男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発や環境整備を進めます。

また、支え合い助け合う地域づくり、地域住民自らによる地域課題の解決に向け、行政区の自主的な活動への支援を行うとともに、地域における多様な主体がともに公共を担うまちづくりに向け、町民や町民団体、民間企業等の積極的な参画・協働を促進します。

さらに、自治体経営の一層の効率化を進めるため、さらなる行財政改革の推進や公共施設の総合的な管理、広域連携の強化を図ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき計画全般に関わる基本目標は次のとおりです。

| 項目 | 基準値 | 目標値 |
|---------|---------------|----------------|
| 総人口 | 14,308人 (R7年) | 12,440人 (R12年) |
| 社会増減 | -11人 | -50人 |
| 合計特殊出生率 | 1.24 | 1.80 |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア 評価を行う時期

評価は、計画期間の終了時期(令和12年度)に行います。

イ 評価の方法

計画最終年度に、指標を計測し、目標の達成状況を評価します。

計画に掲げた目標の達成に向けて、着実かつ計画的に事業を遂行するとともに、計画期間における社会情勢の変化を把握しながら、効果的かつ効率的に施策を実施していくことが重要です。

計画の進捗・管理については、関係各課等から各施策の進捗状況の報告を受け、検討課題を再整理するとともに、次年度の取り組みについて協議・調整を行うとともに、必要であれば随時見直しを行います。

ウ 評価結果の報告

計画期間の終了時の評価については、「大子町議会」において報告するとともに、町の広報紙やホームページで公表します。

(7) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画については、大子町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）における公共施設等の管理に関する基本的な考え方を踏まえて、次に掲げる総合管理計画の基本方針との整合を図りながら、地域及び施設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を推進します。

① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

第7次総合計画の目指すまちづくりの方針を見据え、各種計画と連動しながら、持続可能なまちづくりのための拠点化の創出を検討します。今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域や施設の特性を考慮した公共施設の更新、維持管理及び利活用を推進します。

② 施設保有量の最適化

全庁的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。類似・重複した施設の集約化又は複合化を進め、利用状況が低く、かつ、老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。また、必要とされる施設については、計画的に更新します。

③ 計画保全（予防保全）による長寿命化

都市インフラ施設（道路、橋りょう、上水道）をはじめとした今後も継続して使用する公共施設については、これまで不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

④ 町民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化などによる町民ニーズの多様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した公共施設の有効活用を行います。

⑤ 民間活力を生かした取組の推進

「民間でできることは民間で」という考え方のもと、民間企業が持っているノウハウを積極的に活用して、サービス水準は維持しながら、計画的、効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住及び定住の促進

本町においては、コロナ禍を通じて都市住民の田舎暮らし志向が高まり、スローライフを求めて都市部から本町へ移住する人や二地域居住をする人が増加しました。このような状況の中で、空き家の利活用を促進する空き家等情報バンクの設置や、空き家の片付け、リフォームを支援することにより、都市部からの移住拡大に努めているところです。

また、地域おこし協力隊の受入れを促進し、町内においての後継者不足などの様々な課題解決を図るとともに、協力隊退任後の起業に向けた支援をすることで、定住率の向上に努めています。

イ 地域間交流の促進

本町においては、「常陸国 YOSAKOI 祭り」や「大子町花火大会と灯篭流し」などのイベントを通じて、町内外を問わず地域間や世代間交流が行われています。

また、近年の働き方改革やコロナ禍において普及したテレワークやワーケーションなどのニーズに対応するため、「奥久慈茶の里公園」をワークスペースとして整備し、都市部で働く人が、本町に訪れる機会の創出に努めているところです。今後も都市部で働く人のニーズを捉えながら、新たな人の流れを作り出せるよう、町内の古民家を活用した事業に取組んでいきます。

さらに、茨城県の外国人旅行客数は2024年に過去最多を記録しており、本町への海外からの観光客が期待できることから、誘致戦略の策定や国際交流の推進、外国人観光客の受入体制の構築が必要となっています。

ウ 人材の育成

本町では、起業家支援として、外部講師を呼び、町内事業者を対象とした講演を行ってきました。町外からの新たな視点や発想を享受し、イノベーションが生まれるように努めているところです。

(2) その対策

ア 移住及び定住の促進

- (ア) 移住関連イベントへ積極的に参加し、移住を希望する都市住民へ町のPRに努めます。
- (イ) 空き家等情報バンク制度を活用して移住した方へ補助金を交付し、空き家の利活用と移住の促進に努めます。
- (ウ) サテライトオフィス等の進出を促進し、移住や二地域居住を希望する方の起業や就業を支援します。

イ 地域間交流の促進

- (ア) 「奥久慈大子まつり」や「常陸国YOSAKOI祭り」、「大子町花火大会と灯籠流し」などのイベントの充実に努めながら、地域や世代を限定しない多様な交流を促進します。
- (イ) 豊かな自然や、「奥久慈しやも」などの本町ならではの特産品を求めて訪れる町外からの交流人口の増加に努めます。
- (ウ) 男体山や久慈川などの自然環境を活用した野外活動、アウトドアスポーツや釣り大会などのイベントの開催を促進します。
- (エ) 廃校等での自然体験活動や都内での催事参加などを通じて、都市住民との交流活動を推進します。
- (オ) 体験型教育旅行の受け入れなど、農家民泊の取組を支援します。
- (カ) 大子清流高等学校の日タイ相互交流事業を支援することにより、学生の国際理解を促進します。
- (キ) 県国際交流協会などと連携し、国際交流の推進を図るとともに、外国人観光客などを受け入れる基盤づくりに努め、多文化共生社会の実現を目指します。
- (ク) 防災対応型観光交流施設の開設をはじめとする中心市街地を経由する周遊の強化を目指します。
- (ケ) クライミングウォールやみぞの有効活用を図ります。

(コ) 奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会事業や常陸国ロングトレイル事業を推進し、サイクリストや登山者を受け入れるための環境を整備することで交流人口の増加に努めます。

(チ) 外国人を含めた観光客の足として、JR 水郡線に加え、駅から大子町の豊富な地域資源を結ぶ二次交通として、路線バス、AI 乗合タクシー、カーシェアリングなどの活用を推進します。

ウ 人材の育成

(ア) 本町では、空き店舗を活用した事業を支援し、活動をサポートすることで、町内での起業のモデルケースになることを目指しています。町内外の起業希望者などの人材の育成に繋がる事例の創出に努めます。

(イ) テレワーク、ワーケーションの普及により、今後需要が高まると見込まれる「森林セラピー」事業のトレーナーの育成に努め、サービスの向上を支援します。

(3) 計 画

| 持続的発展施策区分 | 事業（施設）名 | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|---------------------------|---|---|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流 | 奥久慈大子まつり 常陸国 YOSAKOI 祭り補助 奥久慈トレイルレース負担金 奥久慈サイクルツーリズム事業 奥久慈里山ヒルクライムルート負担金 百段階段でひな祭り事業補助 | 実行委員会 実行委員会 推進委員会 町 推進協議会 大子町商工会 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

産業の振興の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

2020年（令和2年）農林業センサスによると、本町の農家数は1,676戸で、そのうち販売農家数は719戸（販売農家率42.9%）であり、農家数の減少に伴い販売農家数も減少し

ている状況にあります。また、1 経営体当たりの平均経営耕地面積については 1.05ha となっており、経営規模も微かではありますが拡大傾向にあります。加えて、市町村別農業産出額（推計）によると、農業産出額は、令和元年度以降減少傾向にありましたが、令和 5 年は増加に転じた結果、平成 26 年と比較すると約 9 億円の増加となっております。しかしながら、農家戸数や経営耕地面積の減少及び農業従事者の高齢化や後継者不足など問題が深刻化しており、農業生産基盤の充実をはじめ、認定農業者や農業生産法人などの育成と中核的農家への農地の利用集積が必要となっています。

本町には、お米コンテストで日本一となった米のほか、りんご、茶、こんにゃくなど多くの高品質な農産物に恵まれていますが、広域的な認知度が十分ではなく、6 次産業化の推進や地域ブランド化に向けた高付加価値化が求められています。

畜産については、今後も常陸牛や奥久慈しゃもなどの知名度の向上や販売促進活動をさらに推進していくことが求められています。

近年、イノシシやハクビシンなどの有害鳥獣による農作物の被害が深刻化しており、耕作放棄地の増加の一因にもなっていることから、町鳥獣被害対策実施隊による捕獲体制の強化を図るとともに継続的な対策の実施が求められています。

イ 林 業

町の森林面積は 255.83km² で、その内の約 8 割が民有林、残りの約 2 割が国有林となっています。

本町は森林の生育に適した環境にあるため、早くからスギ、ヒノキの人工造林が進められてきました。これらの森林の樹齢を見ると、伐採期を迎えた森林が多く、森林環境譲与税等の効果的な活用により、間伐や再造林等の適切な森林整備を計画的に推進する必要がありますが、森林の整備を担う林業従事者の高齢化や後継者不足の問題が深刻化しており、担い手の確保や育成が課題となっています。

また、近年の木材価格の低迷などに起因する林業の採算性悪化により、間伐などの森林整備が十分に行き届かず、森林が持つ水を蓄える力、水を浄化する力、土壌を保持する力の低下が懸念される状況です。

本町の伝統的な特用林産物である漆や楮については、漆搔き職人や楮生産者の高齢化や後継者不足等により生産量が減少している状況であるため、新たな担い手の確保等が課題となっています。

ウ 地場産業

本町では、中山間地域の特性を活かし「米」、「りんご」、「こんにゃく」、「茶」などの農産物が数多く生産されており、これらの産物を利用して、こんにゃく製造や製茶加工等の様々な地場産業があります。これらの産物は伝統的な製法により製品に加工されて、町内外の農産物直売所等で販売されており、生産から加工・販売・流通という複合的経営を実践しています。

これらの地場産業を今後も育成し、特産品としてのブランド力を高めていくためには、商工会、農業協同組合、（一社）大子町振興公社等との連携を緊密にし、技術的指導、経営

診断、資金融資等の支援を進めていくとともに、地場産品の販路拡大を推進していく必要があります。

エ 企業誘致

雇用の不足により若者の流出を招いていることから、企業誘致を進めていくことが重要な課題となっています。

老人福祉施設の開所や太陽光発電施設の立地など企業の進出はありますが、雇用の創出には十分とは言えない状況です。

企業立地を促進するための優遇制度を盛り込んだ企業立地3条例を制定して、その活用を図っていますが、新規の企業誘致は難しい状況にあります。

本町の企業誘致に対する有利な条件としては、地盤が安定しており自然災害の心配が少ないことや土地の取得価格が安価であることが挙げられます。また、光ファイバ網の整備により、超高速ブロードバンドサービスが町内全域で利用できるようになりましたが、高規格道路へのアクセスや新たな工業団地を有していないなど、不利な条件もあります。

オ 起業の促進

情報化社会の急速な進展により、様々な情報を瞬時に国内外に伝達することが可能となり、ICTを活用した新たな産業活動が全国的に活発になっています。

本町の起業の例としては、「地ビール」や「大子おやき」の開発、そして民間事業者による温泉開発、食料品工場の開設、各種コンサルティング業事務所の開設、宿泊施設の開業などがありますが、依然として雇用の場が不足していることから、新たな地域産業の創出を図る必要があります。

今後は、地域のニーズに対応した福祉・医療・商工業等の幅広い分野での連携や地域資源を活かしたコミュニティビジネスの取組が必要となっています。

また、町内で新たに起業を考える方に対して、利用可能な空き店舗や公有地等の情報提供や雇用促進奨励など、積極的な支援が必要とされています。

カ 商 業

ライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化により、従来の商業形態は大きく変化し、中心市街地の商店街から大型駐車場を完備した国道118号池田バイパス沿いの大型店に消費者が移動しています。その結果、従来型の商店街では従事者の高齢化や後継者不足、空き店舗の増加といった問題が生じています。

そのような中でも、中心市街地商店街においては「百円商店街」や「百段階段ひなまつり」など、創意工夫に満ちた魅力あるイベントが開催され、地道な誘客活動が行われています。

キ 観光又はレクリエーション

本町には日本三名瀑の一つであり、国の名勝指定を受けた袋田の滝をはじめとして、県

内最高峰の八溝山や久慈川、奥久慈温泉郷などがあり、年間約90万人の観光入込客を数えていることから、本町にとって観光産業は非常に重要な産業となっています。

しかし、本町を訪れる観光客の約9割が日帰り観光客であり、宿泊滞在する観光客の比率が低い状況にあります。今後は、観光客の滞在時間延長を目的とした新しい観光ルートの提供が必要です。

全国の観光地がホスピタリティを基本とした観光客誘致戦略を展開している中で、本町においても「おもてなしの心」で観光客を受け入れる体制が求められています。

また、木造校舎をはじめとして、昭和の時代や日本の原風景をしのばせる風景が町内各所にあることから、映画やテレビのロケ地などに利用されており、町の知名度の向上に貢献しています。

今後は、他の観光地との差別化を図り、サイクリングやロングトレイルなど体験型ツーリズムの充実や外国人観光客の受入体制の充実も求められています。

本町の中心市街地である常陸大子駅周辺地区においては、近年の人口減少や道路整備等による変化に伴い、都市機能が低下し、空き家や空き店舗が増加するなど空洞化が顕著になりつつあることから、賑わいあふれる中心市街地の活性化が求められています。

中心市街地の賑わい創出と安心安全なまちづくりを推進するため、令和3年度から令和7年度を計画期間とする常陸大子駅周辺地区都市再生整備計画を策定しました。

(2) その対策

ア 農 業

- (ア) 農業経営の中核となる認定農業者や農業生産法人の育成及び支援に努めるとともに、経営規模の拡大を促します。
- (イ) 新規就農者や定年帰農者などの就農支援に努めるとともに、就農しやすい条件整備を進めます。
- (ウ) 効率的な農業経営や生産性の向上のために、農道や用排水路などの生産基盤の整備を図ります。
- (エ) 農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域を指定し、優良農地の保全に努めます。
- (オ) 経営規模の拡大や生産性の向上のため、認定農業者や農業生産法人などの中核的農業経営者への農地の利用集積を図り、農地の流動化を進めます。
- (カ) いばらきみどり認定制度等の取得を促すとともに、生産履歴記帳や減農薬・減化学肥料栽培など環境に配慮した安全安心な農産物づくりを支援します。
- (キ) 本町の地域特性に適した品質の高い農畜産物づくりを支援し、農産物の高付加価値による地域ブランド化を図ります。
- (ク) 地元農産物の農産物直売所での販売や学校給食への利用に努めるなど、地産地消を推進します。
- (ケ) 常陸牛ブランドの品質保持を図るため、優良系統牛の導入を促進します。
- (コ) 畜産経営の安定化を図るため、大子ふれあい牧場の利用促進や良質自給飼料の生産確保、家畜伝染性疾病の発生予防など、畜産農家への支援を推進します。
- (サ) 奥久慈しゃもの生産拡大を図るため、飼養環境の整備に対する支援など、しゃも養鶏

農家を支援します。

- (シ) 有害鳥獣対策として、駆除及び農作物被害防護柵設置費補助などの施策を推進します。
- (ス) 耕作放棄地での和牛の簡易放牧事業を促進するとともに、ひまわりやコスモスなどの景観形成作物の植栽などにより、耕作放棄地対策を促進します。

イ 林 業

- (ア) 林業指導所や森林組合を含む林業事業体と連携を図り、森林整備の新たな担い手の確保と育成に努めます。
- (イ) 林業事業体等の雇用する作業員などの労働環境の向上を図るため、森林環境譲与税等を活用し、保護具等の導入経費や社会保険料の一部を補助するなど林業従事者に対する支援に努めます。
- (ウ) 森林整備計画に基づき、機能区分に応じた適切な森林施業を推進します。
- (エ) 国や県の補助金制度や森林環境譲与税を活用した間伐の実施及び作業道の開設や既設道の維持修繕に加え、適切な有害鳥獣対策などにより森林整備を推進します。
- (オ) 大子産八溝材のブランド化や販路拡大による地域産材の利用促進に努めます。
- (カ) 水源のかん養や国土の保全、二酸化炭素の吸収作用など森林の持つ多面的機能の保全を図るため、森林保全の重要性について森林環境教育等を通じた啓発に努めます。
- (キ) 癒しの場やレクリエーション活動の場としての森林環境づくりに努めます。
- (ク) SNS 等を活用し、本町の林業に関する情報発信を積極的に行い、林業に対するイメージの向上や林業従事者の雇用拡大を図ります。
- (ケ) 本町の伝統的な特産品である漆や楮など、特用林産物の生産振興を図ります。

ウ 地場産業

- (ア) 町民や企業、関係団体が一丸となった品質向上や地域資源のブランド化の取組を支援します。
- (イ) マーケティングの視点に立ち、戦略的かつ効果的な販売促進活動を支援します。
- (ウ) 奥久慈しゃもなど競争性の高い地域資源について地域団体商標登録を進めます。
- (エ) 大学や県関係機関等との連携により高付加価値化のための市場調査や研究を進めます。
- (オ) 生産、加工、販売部門の連携促進により、農産物等を活用した新たな加工品の開発を支援します。
- (カ) 官民連携による戦略的なプロモーションにより地域ブランドの向上に努めます。

エ 企業誘致

- (ア) 遊休の町有地や民間所有の企業立地に適した未利用の土地及び建物について、情報を収集・登録し、希望企業とのマッチングを行います。
- (イ) 県との連携を図りながら、本町の地域特性に適した多様な企業の情報収集に努めます。
- (ウ) 企業立地成功報奨金制度により、町出身者や縁故者などからの情報提供を促進します。
- (エ) ホームページに企業誘致専用サイトを開設し、企業立地適地や優遇制度に関する情報を広く発信します。

- (オ) 企業立地 3 条例の活用や新たな企業立地優遇制度の創設で、他の自治体と差別化を図り、本町の地域特性に適した企業や事業所の誘致を推進します。
- (カ) 交通基盤整備として、国道 118 号袋田バイパスや国道 461 号の橋りょう架け替えの早期完成を関係機関と連携して実現します。

オ 起業の促進

- (ア) 意欲ある起業家に対して、起業支援機関と連携を図りながら支援に努めます。
- (イ) 地域のニーズに対応した福祉・医療・商工業などの連携や地域資源を活かしたコミュニティビジネスの取組を支援します。
- (ウ) 空き店舗等の活用や起業に係る経費に対する補助制度により、新たな起業やビジネス創出を支援します。

カ 商 業

- (ア) 市街地商店街と大型店の適正な役割分担を図りながら、総合的な商業振興を図ります。
- (イ) 商工会や観光協会と連携して、「百円商店街」や「百段階段ひなまつり」などを継続していくとともに、魅力あるイベントを創出していくことにより、町民はもとより町外からの観光客の誘客を図ります。
- (ウ) 店舗改装や新型設備の導入、地域資源を活かした新商品の開発などに対する、各種融資制度・補助金等の周知に努めるとともに、その活用を促進します。
- (エ) 商工会や商店会と連携を図り、空き店舗の効果的な利活用を図ります。
- (オ) 国や県の融資制度や先進的な経営・技術などに関する情報提供に努め、その活用を促進します。
- (カ) 公共職業安定所や町内企業などと連携を深めながら、求人情報の収集及び情報発信に努めます。
- (キ) 地域のニーズに対応した福祉・医療・商工業などの連携や、地域資源を活かしたコミュニティビジネスの取組を支援します。

キ 観光又はレクリエーション

- (ア) 「奥久慈しやも」や「常陸大黒」などの本町の豊富な特産物を積極的かつ戦略的に PR するとともに、観光資源として利用可能な歴史・文化資源や特色ある郷土料理などの掘り起こしを行い、新たな観光資源としての活用を図ります。
- (イ) ホームページや facebook、X などの SNS を有効活用し、魅力ある観光資源や特産品の情報発信に努めます。
- (ウ) 複数ある観光用パンフレットを精査し、コンパクトでわかりやすい観光資料の作成に努めます。
- (エ) 八溝山周辺地域定住自立圏構想における構成市町との連携を図り、栃木県・福島県を含めた新たな広域観光ルート作成を検討します。
- (オ) 東北新幹線那須塩原駅を利用する観光客を本町へ誘客するために、二次交通の確保や整備を検討します。

(カ) 茨城県北ジオパークなどの新しいコンテンツに対応した観光資源の発掘に努めます。

(キ) 町内に広範囲に存在する観光スポットを新たに発掘、整備することで、周遊イベントの充実を図ります。

(ク) ホテルや旅館をはじめ、土産販売店や飲食店などと協力し、おもてなしの心を基本とした接客サービスの向上など、観光客の受入体制を充実します。

(ケ) 観光ボランティアガイドを育成し、その活動を支援するとともに、外国語を併記した案内看板の設置を進め、外国人観光客にも対応できる体制づくりに努めます。

(コ) 木造校舎以外にも、空き家や空き店舗、工場などを新たなロケ地として利用できるよう整備を進めます。また、大規模なロケにも対応できるよう、フィルムコミッショニングの支援体制の強化を目指します。

(サ) 道の駅を拠点とした町のにぎわいづくり・観光振興を行うとともに、「防災道の駅」の選定に基づく防災施設の整備等を行います。

(シ) 常陸大子駅周辺地区都市再生整備計画に基づき、施設等整備による拠点の形成や道路環境の整備による空間形成を推進し、中心市街地の活性化による賑わい創出を図ります。

(3) 計 画

| 持続的発展施策区分 | 事業（施設）名 | 事 業 内 容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--|---|---|----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 林業 (9) 観光又はレクリエーション | 林業振興事業 林業施設管理業務 観光交流施設建築工事 観光物産館設備改修工事 やみぞホテル設備改修工事 福寿荘設備改修工事 おやき学校設備改修工事 袋田観瀑施設設備改修工事 森林の温泉設備改修工事 旧上岡小学校設備改修工事 自然ふれあいの森施設改修工事 空き店舗活用整備・運営管理委託業務 | 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 | |

| | | | | |
|--|-----------------------------|-------------------|---------------|---|
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 | 畜産振興事業 | 大子町畜協 常陸農協 | |
| | | 町営牧場維持管理 | | 町 |
| | | 堆肥生産プラント管理運営業務 | | 町 |
| | | 雇用促進奨励金 | | 町 |
| | 商工業・6次産業化 | 地域人材育成事業 | | 町 |
| | | 自治・振興金融債務者保証料補給事業 | | 町 |
| | | 中小企業者経営改善・創業等支援事業 | | 町 |
| | | 商店街空き店舗等活用支援事業 | | 町 |
| | | 有害鳥獣駆除関連事業 | | 町 |
| | その他 | | | |

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備 考 |
|----------|----------------------------|-------------------------|-----|
| 大子町全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 | |

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」の「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおりとし、事業の推進にあたっては、茨城県及び周辺市町村との連携や八溝山周辺定住自立圏推進協議会並びにFIT構想推進事業との連携に努めることとする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業の振興の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報化の推進

情報通信技術の進歩は著しく、今後も技術革新による社会的なニーズや大きな社会経済環

境の変化が予想されるため、住民や民間事業者などのニーズの変化に対して、総合的かつ柔軟で適切な対応を図ることが必要となります。また、情報化の進展に伴い利便性の追求が進む中で、個人情報の保護や町の情報資産の安全管理等に十分配慮し、利用環境の整備を進めていく必要があります。

本町では、こうした情報化の進展に対応するため、公共施設への公衆無線 LAN の整備や、行政手続のオンライン化、茨城県統合型 GIS の積極的な活用など、住民サービスの向上や行政の効率化を目指す取組も進めています。また、住民が情報通信技術を効果的に活用できるように講習会等を開催しています。

今後も、更なる住民サービスの向上や行政の効率化に向けて、行政手続のオンライン化の拡充等を進めていく必要があります。

イ コミュニティ FM 放送局の運営強化

町民の情報手段を確保するため、コミュニティ FM 放送局を平成 25 年 12 月に本開局、平成 26 年 3 月に全面開局しました。また、平成 27 年 7 月からは運営法人が NPO 法人まちの研究室に変更となりました。

コミュニティ FM 放送局の特性を活かして、町民や町内事業所に対し、地域に密着した身近な話題や地域資源に関する情報、行政情報などを提供しています。また、災害時には、FM ラジオの緊急起動等を通じて、気象警報、避難発令、避難所に関する情報などを迅速に提供しています。

また、令和元年東日本台風により浸水被害を受けたコミュニティ FM 演奏所について、高台にあるだいご小学校隣接町有地に仮設演奏所を設置・運営してきましたが、令和 8 年度完成予定の防災機能を有した観光交流施設に移転を予定しています。

運営法人において、広告収入が多く見込めないことから、その経営基盤の脆弱性が課題となっています。

(2) その対策

ア 情報化の推進

- (ア) 町民が ICT を効果的に利活用できるようにするため、基礎的な知識の習得を目的とした講習会を開催します。
- (イ) 住民の利便性向上や行政事務の簡素化、迅速化、低コスト化を図るため、行政手続のオンライン化を推進します。
- (ウ) 茨城県統合型 GIS の効果的な活用により、業務の効率化を図ります。

イ コミュニティ FM 放送局の運営強化

- (ア) 令和 8 年度に完成予定の防災機能を有した観光交流施設に移転を予定しており、災害時にも安定した運営を可能とします。
- (イ) 地域の情報発信拠点としての役割を果たしていることから、運営法人に対し、その持続的で安定的な経営の支援に努めます。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業(施設)名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|--------------------------------|-----------------------------|--------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 告知放送施設 | FM だいご設備新設業務 | 町 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 新型緊急起動ラジオ導入業務 FM 中継器更新業務 | 町 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域における情報化の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通施設の整備

町の中心を国道 118 号が久慈川に沿って南北に縦断し、国道 461 号が東西に横断しており、これらに県道及び町道が連結し、本町の交通基盤を形成しています。また、町民の生活道路である町道の延長は約 600 km あり、国道や県道に比べ改良及び舗装率とも下回っており整備が遅れています。

国道 118 号袋田区間の交通渋滞を緩和するために、県事業により袋田バイパスの建設が進められ、令和 4 年に全線開通しました。また、国道 461 号の常陸大子駅から西側の中心市街地を通過する区間については、現道拡幅や上岡橋の架け替えが進められています。

生瀬地区の蛇木橋については、通学路として利用されていますが、老朽化が進んでいるため、県の過疎代行事業として架け替えが進められています。

イ 交通手段の確保

JR 水郡線や路線バスなどの公共交通機関については、町民の大切な移動手段となっていますが、年々利用客が減少している状況であり、今後も事業者との連携により利用促進に向けた取組などが求められています。

こうした現状を踏まえ、交通に関わる様々な主体が相互に協力し、本町にとって持続可能かつ有効な公共交通網を形成し、公共交通サービスの維持確保を図ることを目的に、令和 5 年に公共交通政策のマスターplanとなる大子町地域公共交通計画を策定しました。

また、ニーズに即した持続可能な公共交通体系の構築に係る新たな移動手段として、AI

を活用した乗合タクシー等の実証実験を令和2年10月から令和3年9月までの期間において実施し、令和3年10月に本格運行を開始しました。

(2) その対策

ア 交通施設の整備

- (ア) 国道118号の無電柱化及び国道461号橋りょう改修、中心市街地区間の現道拡幅を促進します。
- (イ) 国道及び県道の未改良区間の早期整備を促進します。
- (ウ) 国道及び県道の橋りょうの耐震化や長寿命化を促進します。
- (エ) 県北地域高規格道路整備について、水戸外環状道路から先の計画促進を要望とともに茨城県の太平洋臨海部から栃木県の内陸部を結ぶ（仮称）北関東北部横断道路の整備を要望します。
- (オ) 身近な生活道路である町道及び農林道の整備を計画的に推進するとともに、除草など適切な維持管理に努めます。
- (カ) 道路施設の定期点検が義務化されたことに伴い、町が管理するトンネルや橋りょうなどの道路施設について定期的な点検を行い、計画的な補強工事により長寿命化を計ります。

イ 交通手段の確保

- (ア) 路線バス事業者と連携して、将来にわたるバス路線のあり方について検討し、町内の生活交通として必要なバス路線の維持に努めます。
- (イ) 町民無料バスみどり号及びAI乗合タクシーの運行やタクシー利用助成事業の運用により、交通手段を持たない高齢者や障がい者等交通弱者の外出を支援します。
- (ウ) JR東日本や茨城県水郡線利用促進会議との連携により、通勤・通学者の利便性向上やイベント列車の運行などJR水郡線の利用促進を図ります。
- (エ) 交通弱者対策の充実や利用者の利便性向上を図るとともに、持続可能な公共交通体系の構築について、大子町地域公共交通会議で検討します。また、公共交通を取り巻く環境の変化に注視し、必要に応じて大子町地域公共交通計画の見直しを図りつつ、当該計画に基づいた施策を行っていきます。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業（施設）名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|---------------|---|------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1)市町村道 道路 | 町道3469号線（久野瀬） 改良 L=83.5m W=4m 町道217号線（北吉沢地内） 排水設備 L=200m 町道109号線（相川地内） 舗装 L=150m | 町 | |

| | | | | |
|--|-------------------------------|--|--|--|
| | | 町道 117 号線（下野宮地内） 法面補修 L=50m | 町 | |
| | (3) 林道 | パノラマライン 法面補修 L=10m | 町 | |
| | | パノラマライン 法面補修 L=70m | 町 | |
| | (9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通 | 町民無料バス運行業務委託 地方バス路線維持補助 廃止路線代替バス運行費補助 タクシー利用助成事業 AI 乗合タクシー運行事業 カーシェアリング事業 | 町 茨城交通(株) 茨城交通(株) 町 町 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町では、平成 29 年 4 月に、それまでの上水道 1 か所、簡易水道 8 か所、専用水道 1 か所を 1 上水道事業に経営統合を行い、その中で 13 浄水場が稼働しています。水道普及率は 99.3% となっており、町内のはほぼ全域に安定した給水が行われています。

しかしながら、施設が整備されてから 45 年余りが経過し、老朽化が進んでおり更新の時期を迎えています。特に、水管路からの漏水による有効率の低下が水道事業の経営に大きく影響していることに加え、大規模な自然災害による水道施設の被害等も問題となっていることから、耐震性を有する管への更新及び水道施設の災害対策が必要となっています。

また、取水地周辺の環境の変化により安定した水の確保が難しい浄水場があるため、将来的な水需要を予測した上で、新たな水源を確保することも求められています。

今後、給水人口の減少により給水収益の減収が予測される一方、施設整備等の経費の増加が見込まれることから、平成 30 年度に策定した経営戦略の中長期計画に基づき、適正

な水道料金の設定や業務の効率化などによる安定した運営に努めていきます。

イ 汚水処理施設

久慈川をはじめとする河川の水質汚濁の主な原因は、家庭からの生活雑排水によるものであり、本町の汚水処理人口普及率は令和7年3月末時点で62.8%と県内で最も低い普及率です。

本町では、平成4年度から平成17年度まで合併処理浄化槽設置者に対し、補助金を交付する浄化槽設置整備事業を行っていました。平成18年度からは、町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置管理する浄化槽整備事業を推進し、令和6年度までの19年間で1,278基を設置しました。

今後も効率的な生活排水処理対策が必要とされており、久慈川をはじめとした河川及び地下水の水質浄化や生活環境の向上を図るため、町民に対する生活排水処理対策の啓蒙活動に努める必要があります。

ウ 廃棄物処理施設

本町の環境センター（ごみ処理施設）については、老朽化により廃棄物処理施設整備事業として焼却施設及びリサイクル施設の建て替えを行い、平成27年度から稼働となりました。今後は、循環型社会形成推進を基本とした施設の維持管理が必要となります。

また、環境センターに隣接する最終処分場への埋立ては、平成24年度で終了し、町外施設に処理（運搬含む。）を委託しています。

一方、衛生センター（し尿処理施設）については、令和元年東日本台風により被災しましたが、災害復旧事業により令和5年度末に稼働再開し、令和6年度は年間約7,600kℓの処理を行いました。

ごみの総排出量は年間約5,600tで町の人口に比例して減少傾向にあります。今後も家庭から排出されるごみの分別収集の徹底や生ごみの堆肥化等を進め、環境に配慮した循環型社会の構築に向けて意識啓発や対策に努める必要があります。

エ 消防施設

本町には、1消防本部、1消防署が設置されており、令和7年4月現在で常備消防職員数は46人（うち時短再任用者1人含む。）となっています。また、各地区に組織されている消防団は、団本部1、分団は8個分団で構成され394人の団員が入団しています。さらに、民間防火組織として、5幼年消防クラブ、4婦人防火クラブが組織されており、日頃から防火啓発活動を行っています。

現在の消防庁舎は、施設・設備の老朽化が著しく、かつ浸水想定区域に位置していることから、防災拠点としての役割を果たせない恐れがあり消防庁舎の更新が必要となっています。

火災発生件数については、この数年間は10件から20件程度であり、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年は7件と減少しています。しかしながら、林野火災が発生するとその特徴として消防水利の確保や消火活動の困難性から、長時間の活動が予想されるた

め早期に茨城県消防防災ヘリを要請するなど延焼拡大防止に対する対策を講じています。出火原因を見ると、たき火や枯草焼きから延焼した火災が多く占めているものの、この数年は、たばこ火災や放火の疑いによる火災が発生しています。

近年、少子高齢化や人口減少、雇用環境の変化を要因とした団員減少により、火災発生時における地域での初動対応が十分にできない状況が生じていることから、消防団員の確保が喫緊の課題となっています。

また、防火水槽や消火栓などの消防水利の充足率は 51.2% の状況にあり、消防車両等についても老朽化が進んでいるため、計画的な整備が必要となっています。

一方、救急出場については、ここ数年間は年間 800 件台で推移していますが、今後も救急救命士やバイスタンダーの養成に努める必要があります。

オ 公営住宅

老朽化の著しい町営住宅は良好な住環境の確保のため計画的な解体を進める必要があります。

管理戸数 220 戸の計画的な維持管理や補修工事を実施することで長寿命化を図るとともに需要と供給のバランスや人口規模による適正な管理戸数を維持する必要があります。

カ 排水施設

常陸大子駅前の中心市街地は、南北を貫流する久慈川と西方から流れる押川の合流地点に位置し、過去に数回、台風によりこれらの河川が氾濫を起こし、大きな浸水被害をもたらしています。また、旧役場周辺には、中心市街地の内水が集中し、それらを処理するために排水ポンプが設置されていますが、令和元年東日本台風では十分な機能を発揮するに至りませんでした。さらに近年、文化福祉会館まいんの建設や国道 461 号の整備などで、中心市街地の区画や地形が大きく変化しています。

このようなことから、令和 2 年度、中心市街地の町堀や側溝の断面・勾配、表面水の流れなどの調査を行い、内水流量の全容を把握し、現地に最も適した今後の排水処理対策事業の全体計画を策定しました。

全体計画に基づき、旧役場の敷地において、地下貯留槽や排水ポンプを有する中心市街地排水処理施設の整備を進め、令和 7 年度に完成しました。

今後も久慈川緊急治水対策プロジェクトや国道 461 号整備の進捗状況を踏まえながら、この計画に掲げる排水処理対策事業を段階的に推進する必要があります。

キ 地域防災力の向上

令和元年東日本台風等の経験から、大規模かつ広域的な災害時においては、発災直後の行政や関係機関は大局的な活動に迫られ、「公助による救助・救援」は町域の隅々まで行き渡らないことが明らかとなりました。このため、地域における災害対策では、あらゆる段階で「自助・共助の力」が重要であり、特に発災直後の初動対応期には必要不可欠となっています。

また、令和元年度台風で発生した河川の氾濫により、町内の多くの箇所で浸水被害が発

生しました。氾濫が発生した箇所については、久慈川緊急治水対策プロジェクトによる護岸整備等が進められています。

少子高齢化や核家族化の進展などの社会構造の変化がみられますが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった自助・共助の考え方の重要性を再認識し、各地域の自主防災組織の活性化や防災機能の強化、共助の中核となる人材育成など、地域防災力の向上に資する取組の強化を推進することが課題となっています。

(2) その対策

ア 水道施設

- (ア) 老朽化した増圧ポンプや運転制御設備の更新、警報監視システムのクラウド化など、水道施設の整備改修を計画的に進め、水道の安定供給を図ります。
- (イ) 水道基幹管路において、老朽管から耐震管への布設替工事を計画的に行い、災害に強い管路を構築します。
- (ウ) 大子町水道水源保護条例に基づき、水源の水質汚濁等を防止します。
- (エ) 定期的な水質検査の実施や久慈川水系流域の水道事業体との連携などにより、衛生的で安全な水の供給及び水質の監視と保全に努めます。
- (オ) 取水地周辺の環境の変化等による影響や将来的な水需要を予測し、新たな水源について検討します。
- (カ) 町民への啓発活動により、水道事業への理解と水源環境保全への意識を高めます。
- (キ) 漏水の早期発見及び修繕により有効率の向上に努めます。
- (ク) 検針から料金徴収までの業務を包括的に外部委託することにより、サービスの向上、業務の効率化及び経営の健全化を図るとともに、更なる効果が期待できる水道事業の広域連携等について取り組み、令和10年度に県企業局を統合先とする経営の一体化を目指します。

イ 汚水処理施設

- (ア) 生活排水の浄化を図るため、浄化槽整備事業を推進し、年間50基を目標に汲取り式や単独処理浄化槽からの転換を進めます。
- (イ) 家庭から流出する汚濁物質を削減し、水質浄化を図るため、様々な機会を通じて生活排水処理についての意識啓発に努めます。
- (ウ) 浄化槽の設置状況を的確に把握し、法定検査の受検など適正な維持管理の指導を図ります。
- (エ) 生活排水の処理について、より効率的・効果的な対策を推進し、生活環境の改善を図ります。

ウ 廃棄物処理施設

- (ア) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、町民、事業者、行政が連携して適正なごみ処理を行い、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。
- (イ) 資源の有効利用と廃棄物の減量化を図るため、家庭から排出されるごみの分別収集を

徹底とともに分別の啓発に努めます。

- (イ) マイバック利用などによるレジ袋削減の取組や不用品の再利用などの啓発に努めます。
- (エ) ごみ減量化機器等購入補助の活用を促し、家庭の生ごみの堆肥化の促進及びごみの排出抑制に努めます。
- (オ) 環境センターの維持管理に努め、適正なごみ処理を推進します。
- (カ) 最終処分場への埋立てが平成24年度に終了したことに伴い、町外施設への処理委託を継続します。
- (キ) ごみ集積所の新設や改修のためのごみ集積所設置費等補助金の活用を促し、集積所付近の環境整備や収集作業効率の向上を図ります。
- (ク) 衛生センターは、新施設の維持管理に努め、効率的なし尿処理及び浄化槽汚泥処理を推進します。

エ 火葬場

施設の老朽化や利用動向を踏まえ、適正な施設の維持管理に努めます。

オ 消防施設

- (ア) 現在の消防本部庁舎は、建築から40年以上が経過しており施設・設備の老朽化が著しく、かつ、浸水想定区域内に位置していることから、防災拠点としての役割を果たせない恐れがあるので、消防本部庁舎の更新を検討します。
- (イ) 幼年防火クラブによる火災予防運動などを通じて、町民に対する防火意識の啓発を図ります。
- (ウ) 大子町火災予防条例で住宅への設置が義務づけられた、住宅用火災警報器の適正な場所への設置と設置率の向上に努めます。
- (エ) 県による消防広域化推進計画に基づき、消防の広域化について検討します。
- (オ) 消防団の処遇改善等の見直しを行い、消防団員の確保に努めます。
- (カ) 防火水槽や消火栓などの消防水利の整備に努めます。
- (キ) 出動が多い高規格救急車や消防ポンプ自動車の計画的な更新整備に努めます。
- (ク) 老朽化や設備の遅れが指摘される消防本部及び消防団の消防車両や資機材等については、計画的に更新整備を進めます。
- (ケ) 救急救命士やバイスタンダーの養成により救命率の向上に努めます。
- (コ) 学校や職場などの応急手当講習会を開催し、応急処置対応能力の向上を図ります。

カ 公営住宅

- (ア) 老朽化の著しい町営住宅については、入居者の退去後は政策空き家として募集せず、解体を推進します。
- (イ) 長寿命化を図るため、計画的な維持補修を行います。
- (ウ) 適正な管理戸数については、人口規模や地域の将来的な需要を考慮した検討をします。

キ 排水施設

(ア) 水路の改修により、集水区域の雨水を6区域で分散処理することや、区域内にある排水施設の能力強化を図ることにより、災害に強い地域を目指します。

(イ) 管きよの新設や町堀の布設替えにより流下能力の改善を図ります。

ク 地域防災力の向上

(ア) 日本防災機構と連携して、自主防災組織のリーダーとなる防災士を育成し、また「大子町防災士ネットワーク」を通じてスキルの向上を目指します。

(イ) 久慈川緊急治水対策プロジェクトにおいて実施される護岸等整備について、遅滞なく推進できるよう、国や県と連携を図ります。

(ウ) 県や町が開催する研修会を通じて、災害時の判断・行動を住民自ら考えるマイ・タイマーラインの普及を図ります。

(エ) 自主防災組織が実施する防災訓練について、講師の派遣、訓練の企画・運営に関するアドバイス等を行い、組織の育成を図ります。

(オ) 日頃から自宅や地域の浸水・土砂災害の危険性を把握し、早期の避難行動につなげるため、洪水・土砂災害ハザードマップを更新します。

(カ) 災害時の応急対応で必要となる資機材の充実を図ります。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業(施設)名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------|---|-----------------------|----|
| 6 生活環境の整備 | (1)水道施設 上水道 | 上水道整備事業 老朽管布設替事業(生瀬、左貫、芦野倉) 上水道整備事業 県及び町委託水道管移設工事 118号バイパス、久慈川緊急治水対策プロジェクト 上水道整備事業 生瀬地区加圧機場運転制御設備整備工事 上水道整備事業 監視警報設備クラウド化工事 | 町 町 町 町 町 | |
| | (2)汚水処理施設 その他 | 上水道整備事業 ろ過器整備工事 | 町 | |
| | (3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設 | 浄化槽整備事業 ごみ収集車の更新 | 町 | |

| | | | | |
|--|----------|--|----------------------|--|
| | | 資源ごみ回収車の更新 | 町 | |
| | | 環境センター施設修繕工事 | 町 | |
| | し尿処理施設 | し尿収集車の更新 | 町 | |
| | 火葬場 | 火葬炉電気計装設備修繕工事 | 町 | |
| | | 火葬炉耐火材修繕工事 | 町 | |
| | | 火葬炉耐火台車更新 | 町 | |
| | (5) 消防施設 | ホース吊下柱・モーターサイレン設置及び火の見櫓撤去工事 | 町 | |
| | | 防火水槽設置工事 | 町 | |
| | | 消防団車庫建設工事（仲沢） | 町 | |
| | | 消防団小型ポンプ積載車 | 町 | |
| | | 消防本部指揮隊車 | 町 | |
| | | 高規格救急車（救急3） | 町 | |
| | | 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金 | 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会 | |
| | | いばらき消防指令センター消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム大規模更新等の事業負担金 | 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会 | |
| | | 消防本部庁舎の更新 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

全国的な少子化傾向の中で、本町においても、令和7年度までの直近2年間の出生数は年間25人前後という状況です。また、少子化や核家族化が進む中で、子育てに対する価値観の多様化や地域住民とのつながりの希薄化などにより、子育てに関する不安や悩みを抱く保護者が増えている状況です。

現在、こども家庭センターを拠点に、妊娠から子育て期にわたる、切れ目のない相談支援を実施しています。また、妊産婦乳児健康診査、新生児聴覚検査、任意予防接種等の無料化、新生児すぐく祝金の支給など子育てに係る経済的負担の軽減に努めています。このほか、町内には4つの保育所（園）を設置し、一時保育や障がい児保育など多様な保育サービスを実施していますが、今後も安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めていく必要があります。

イ 高齢者の保健と福祉

令和7年4月現在、本町の高齢者比率は49.99%で、県内市町村の中で最も高い数値となっており、今後さらに上昇するものと見込まれます。

また、一人暮らしの高齢者世帯は令和7年5月現在、1,222世帯あり、高齢者夫婦のみの世帯も増加している状況の中で、介護保険の要介護認定者や介護保険給付費も年々増加傾向にあります。

このようなことから、本町においては、第一に要介護状態にならないようにするために、関係各課が連携しながら、健康づくり・介護予防事業を推進しています。

また、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促すための老人クラブ活動や大子町シルバーメンタリティセンターの活動も重要な役割を担っています。

要介護状態の高齢者に対しては、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなど、要介護者の状況に応じた適切なサービスを提供することが求められています。

高齢者が自立した生活を送ることは、地域社会にとって極めて大切なことであり、高齢者が健康で生きがいを感じながら、安心して毎日を暮らすことができる健康長寿社会を実現するための様々な公的支援の充実が求められています。

ウ 障がい者の保健と福祉

本町では、令和7年3月31日現在、1,163人が障がい者手帳を所持していますが、今後、障がい者自身や介護者の高齢化が進むことが見込まれます。障がいのある方がいきいきと地域での生活を送るためには、生活の拠点となるグループホーム等の居住の場や就労先の確保とともに、障がい者が必要とするサービスを自ら選択できるよう適切な助言を行う体制の整備が必要です。また、地域住民が障がい者に対して正しい理解を身につけ、地域社会全体で支援していくことが求められています。

（2） その対策

ア 子育て環境の確保

- (イ) 健康診査・健康相談、予防接種の実施など母子の健康づくりを支援するとともに、子育てに関する正しい知識の普及と育児不安の解消に努めます。
- (ウ) こども家庭センターを拠点に、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない相談支援に努めます。
- (エ) 町が実施している各種子育て支援施策について、町民への周知徹底に努めます。
- (オ) 妊産婦乳児健康診査・新生児聴覚検査などの無料化を継続します。

- (オ) 保育料の無料化により子育て世帯の負担軽減に努めます。
- (カ) 老朽化した保育所の計画的な修繕に努めるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。
- (キ) 低年齢児の保育に対応できる施設整備を推進します。
- (ク) 放課後児童クラブの拡充など子どもたちの放課後の居場所づくりに努めます。

イ 高齢者の保健と福祉

- (ア) 老人クラブやいきいきサロン活動の支援、高齢者大学の開催などを通じて、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促します。
- (イ) シルバー人材センターとの連携を図りながら、高齢者が持つ豊富な経験や知識、技能を活かした社会参加や就労の機会の拡充を図ります。
- (ウ) 介護予防のための知識の普及啓発や相談支援体制の充実に努めるとともに、医療・保健・福祉関係機関の相互の連携を図りながら個人の状況に応じた介護予防策を講じます。
- (エ) 地域において介護予防やシルバーリハビリ体操を普及させるための体操指導士の育成支援に努めます。
- (オ) 筑波大などの連携を深めながら、だいご健康アドバイザーを活用した健康教室、健康に関する講演会などを開催し、高齢者の健康づくりを推進します。
- (カ) 適切に介護サービスを利用できるように、介護保険制度の周知や介護サービス情報の継続的な提供に努めます。
- (キ) 住み慣れた環境の中で安心して生活ができるように、通所介護や訪問介護など居宅介護サービスの充実に努めるとともに、要介護者の状況に応じた対応をするため、医療・保健・福祉関係組織の相互連携強化を図ります。
- (ク) 今後、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、施設サービスや地域密着型サービスの充実に努めます。
- (ケ) 高齢者が安心して毎日を暮らせるように、栄養管理や安否確認のための配食サービスや緊急通報システムなど各種サービスの充実を図ります。
- (コ) 区長や民生委員・児童委員や老人クラブなどが連携して、高齢者を地域で支え合う体制づくりを支援します。
- (オ) 自助、互助、共助、公助を組み合わせた地域のケア体制を整備します。
- (シ) 認知症の早期対応や相談対応等を円滑に実施し早期診断につなげ、認知症高齢者が地域において生活できる体制整備に努めます。
- (ス) 一定の要件を満たす訪問介護事業所に対して補助金を交付し、介護サービスの確保に努めます。

ウ 障がい者の保健と福祉

- (ア) 町内外事業者の障がい福祉サービス事業への参入を促進し、居住と日中活動等に必要な障がい福祉サービスの充実に努めます。
- (イ) 相談支援事業所における支援の適切な実施に努め、相談支援体制の強化を推進します。
- (ウ) 地域自立支援協議会等のさらなる活性化のため、課題の把握等、必要な情報収集に努めます。

めます。

- (イ) 障がい者やその家族が自ら適切なサービスを選択できるよう、障がい者福祉制度への理解を深めるための広報活動の充実を図ります。
- (オ) 相談支援事業に従事する相談員のさらなる資質の向上のために、各種研修会等への積極的な参加を推進します。
- (カ) 身近な地域におけるサービスの拠点づくりや、ボランティア等によるインフォーマルサービスの提供体制の整備促進により、地域全体で障がい者の自立支援に努めます。
- (キ) 障がい者やその家族に対する地域の理解と協力を得るための啓発活動を展開します。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業(施設)名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------|----------------------|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (3)児童福祉施設 保育所 | 保育所補修工事 | 町 | |
| | (7)市町村保健センター及びこども家庭センター | 保健センター修繕工事 | 町 | |
| | (8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 | 子育て支援センター事業 | 町 | |
| | | 地域子育て相談センター事業 | 町 | |
| | | 保育料サポート事業（保育料無料化の推進） | 町 | |
| | | 病児・病後児保育事業 | 町 | |
| | | 放課後児童クラブ事業 | 町 | |
| | | ファミリー・サポート・センター委託事業 | 町 | |
| | | 保育所事業費 | 町 | |
| | | 児童手当 | 町 | |
| | | 新生児すぐすぐ祝金支給事業 | 町 | |
| | | 子育て祝金支給事業 | 町 | |
| | 高齢者・障害者福祉 | 障害者自立支援医療費給付事業 | 町 | |
| | | 障害者地域生活支援事業 | 町 | |

| | | | |
|--------|-----------------------|------------|--|
| | 大子町障がい者等通院送迎サービス事業補助金 | 町 | |
| | 訪問介護事業費補助事業 | 大子町社会福祉協議会 | |
| | 緊急通報システム見守り事業 | 町 | |
| その他 | 介護用品事業補助事業 | 大子町社会福祉協議会 | |
| (9)その他 | 文化福祉社会館指定管理 | 大子町社会福祉協議会 | |
| | 文化福祉社会館照明器具 LED 化更新工事 | 町 | |
| | 文化福祉社会館高圧設備改修工事 | 町 | |
| | 文化福祉社会館備品購入 | 町 | |
| | 文化福祉社会館外壁改修工事 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、令和 7 年 4 月現在、三つの病院、三つの診療所、五つの歯科診療所の合計 11 の医療機関がありますが、そのほとんどは町内中心部に集中して立地しており、地区ごとに曜日を定めて町民無料バスを運行しています。

本町においても、医師の不足や高齢化、看護師の不足などが課題となっており、また、高度専門医療については、水戸市をはじめとした町外の医療機関に頼らざるを得ない状況にあります。

また、救急医療体制については、令和 6 年度の夜間救急診療件数は年間 245 件となっていますが、地元の水郡医師会の協力のもとで三つの医療機関の輪番制により、休日・夜間を問わず、年間を通して救急患者に対応できる救急医療体制が確立されています。

救急患者の社会復帰率を高めるため、病院への搬送過程において救命処置を施す救急救命士を消防本部に 13 人配置しています。また、平成 22 年 7 月からは救急専門医・看護師が同乗することにより、救急患者に対して早期に治療を開始することができる茨城県ドクターヘリが運航されており、当町におけるドクターヘリ要請件数及び出動件数は平成 22 年 7 月 1 日から令和 6 年度末時点において要請件数が 702 件で人口 1 万人当たりの出動件数

は490.6件と県内で最も利用しており、出動件数にあっては502件で年平均33.4件となります。

一方、医療制度改革による病床再編等により、今後、在宅医療を必要とする患者数の増加が見込まれるため、24時間体制で往診や訪問看護を提供する体制の整備が求められています。

(2) その対策

- (ア) 身近な地域で適切な医療サービスが受けられるようにするため、かかりつけ医を持つことの重要性について普及啓発に努めます。
- (イ) 町民が安心して医療行為が受けられるようにするため、小児科などの診療科目及び医師の不足を解消するため水郡医師会との連携を図り、地域医療体制の強化に努めます。
- (ウ) 水郡医師会との連携により、緊急傷病者を24時間体制で対応する緊急傷病者診療体制の継続に努めます。
- (エ) 救急救命士の計画的な養成に努めるとともに、応急手当講習会などの開催を通じてより多くのバイスタンダーの養成を図ります。
- (オ) 患者が安心して住み慣れた地域で生活が送れるように、病院、診療所、訪問介護ステーション、薬局等が互いに連携して、通院が困難な人や退院後継続した治療が必要な人、居宅での終末期医療を希望する人などを対象とした在宅医療体制の構築に努めます。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業（施設）名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------------|--|---|----|
| 7 医療の確保 | (3)過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 救急傷病者診療委託 救急医療二次病院運営費負担金 常陸大宮済生会病院運営費負担金 特定健診・特定保健指導事業 がん等検診事業 妊産婦・乳児健康診査 予防接種事業 医師確保事業 医師修学資金貸与事業 | 町 救急医療 市町村会議 常陸大宮 済生会病院 町 町 町 町 町 町 | |

| | | | |
|--|--|-------------|--|
| | 産婦人科医師修学資金貸与事業 産婦人科医師研修資金貸与事業 保健師助産師看護師准看護師等修学資金貸与事業 | 町 町 町 | |
|--|--|-------------|--|

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

医療の確保の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 幼児教育及び学校教育

少子化の加速度的な進行により、本町における幼稚園入園者数は、昭和 63 年度の 233 人、6 学級をピークに、それ以降は年々減少しています。平成 27 年度からは、3 歳児保育を開始しましたが、現在は 4 学級で 40 人の入園者数に留まっています。

小・中学校の児童生徒数も年々減少傾向をたどっており、令和 7 年度現在、複式学級のある小学校は 6 校中 5 校となっており、学校の適正配置が課題となっています。

また、本町では、幼年期からの読書習慣を身につけることにより豊かな心を育むことをねらいとして、平成 19 年 6 月に読書のまち宣言を行いました。今後も、町内の小・中学校との連携の強化や読書活動を通じて、質の高い教育を受けることができるよう努めていく必要があります。

学校給食センターでは、施設改築後 20 年以上が経過し、設備等の更新や管理運営方法等が課題となっています。

このほか、県の県立高等学校改革プラン基本プランにおいては、各県立高等学校の今後の志願・入学状況の推移やエリアの実情等を踏まえ、募集学級数の調整や統合・分校化について検討することが定められています。今後、中学校卒業者の減少により、大子清流高等学校の入学者の更なる減少が見込まれることから、中高連携（大子清流高校魅力化）事業を推進し、町内はもとより県内外から広く入学者を募集します。

イ 生涯学習

社会情勢の変化や高度情報化、少子高齢化が進むなか、町民一人ひとりが主体的な活動に取り組むことのできる学習環境の整備を図るとともに、町民自らが積極的に参加できる学習機会の充実に努めなければなりません。

これらの生涯学習活動の基盤として、町内には多くの社会教育関連団体やスポーツレクリエーション団体などが存在し、中央公民館と 8 つのコミュニティセンターなどを拠点として活動しています。しかしながら、中央公民館は供用開始から 50 年が経過した施設であるため、今後計画的な改修が必要となっています。

なお、供用開始した中央公民館である図書館「プチ・ソフィア」は、平成 19 年度に「読書のまち」宣言をした本町の読書活動の拠点となっており、今後も読書に親しむための環

境づくりや蔵書の充実に努めていく必要があります。

また、家族形態の変化やデジタル化の進展等に伴い、全国的に青少年をめぐる様々な問題が表面化しており、青少年健全育成に社会全体で取り組むことが求められています。

(2) その対策

ア 幼児教育及び学校教育

- (ア) 平成 22 年度に下野宮小学校がだいご小学校へ、平成 25 年度に黒沢中学校が大子中学校へ、平成 31 年度に黒沢小学校がだいご小学校へ統合しました。また、令和 7 年度に大子西中学校、南中学校、生瀬中学校が大子中学校へ統合しました。その他の学校についても適正な教育を図るため適正配置を検討する必要があります。
- (イ) 老朽化に対する改築や改修を計画的に行い、学校施設の整備に努めます。
- (ウ) よりよい生活習慣や規範意識を育てるとともに、学校図書館の蔵書の拡充に努め、うちどく（家読）をはじめとした読書活動の充実を図ります。
- (エ) 体育の授業やクラブ活動を通じて、児童生徒の体力の向上と健康の保持に努めます。
- (オ) 不登校児童生徒の支援や教育相談に対応するため、教育支援センターの充実に努めます。
- (カ) 義務教育 9 年間を通じて小・中学校が連携し、一貫した方針のもとに教育を推進することで確かな学力の向上を図り、将来を担う児童生徒の資質や能力を育成する特色ある教育の実現を目指します。
- (キ) ALT（外国語指導助手）の活用等により、小学校での外国語学習や中学校英語教育の充実を図ります。
- (ク) タブレット型コンピュータを活用した授業の充実を図り、情報教育の推進に努めます。
- (ケ) 特別な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育の推進に努めます。
- (コ) 教職員の資質向上のため研修等により専門的知識や指導力の強化を図ります。
- (サ) 小・中学校と筑波大学との連携活動を推進します。
- (シ) 学校給食費に係る子育て世帯の負担軽減を推進します。
- (ス) 地産地消に配慮した安全で安心な学校給食の提供に努めるとともに、食育を推進します。
- (セ) 幼稚園授業料の無料化により、子育て世帯の負担軽減に努めます。
- (リ) 幼児の健康診査機関をはじめ関係機関との連携を図り入園児の円滑な就園を推進するとともに、保育所及び小学校との連携を図り幼児教育の一層の充実に努めます。
- (タ) 小・中・高連携教育の推進を図り、大子清流高等学校の存続のための活動を推進します。
- (チ) 令和 5 年度に供用開始した学校給食センター防災対応型炊飯センターを活用し、安定した米飯の供給に努めます。

イ 生涯学習

- (ア) 町民の多様な学習ニーズに対応するため魅力ある学習内容と学習機会の提供に努めるとともに、学習成果を地域で活かす取組を支援します。

- (イ) 自主講座など町民の主体的な生涯学習活動を支援します。
- (ウ) 専門的知識や優れた技能を有する人材の掘り起こしに努め、生涯学習活動の指導者として利活用を図ります。
- (エ) 老朽化が進んでいる中央公民館については、計画的な改修や設備の充実に努めるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。
- (オ) 地域住民の身近な学習の場となっている各コミュニティセンターについては、町民の要望に対応しながら施設の適正な維持管理に努めます。
- (カ) 中央公民館別館「プチ・ソフィア」の施設・設備の充実や蔵書数の拡充を図るとともに、絵本の読み聞かせやお話し会の開催など、地域のボランティアと連携した事業を推進します。
- (キ) 家庭や学校との連携を図り、幼児及び児童生徒が読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。
- (ク) 放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う放課後こども教室推進事業を推進します。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業（施設）名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------------------|----------------|------|----|
| 8 教育の振興 | (3)集会施設、体育施設等 集会施設 | コミュニティセンター維持管理 | 町 | |
| | (4)過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ | 放課後こども教室推進事業 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には 66 の行政区の下に 534 の行政連絡班があり、町の中心市街地や合併前の旧村の中心部を除いては、多くの集落が山間部に点在している状況となっています。高齢化率の高い本町では、避難行動要支援者の調査によると令和 7 年度 5 月の一人暮らしの高齢者世帯が 1,222 世帯あり、また、高齢者だけの世帯も増加している状況の中で、行政連絡班内の共同作業の実施が困難になるなどコミュニティ機能の維持が難しくなっている集落が見受けられます。

平成 27 年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行となり、今後、適切な管理が

行われていない空き家等に係る対応を検討する必要があります。また、近年においては、転出等により集落内に空き家が増加していますが、その一方で、空き家への入居を希望する都市住民からの問い合わせも増えています。

このようなことから、今後も、空き家対策や高齢者のみの世帯への見守りをはじめとして、生活の基本単位である集落の維持・活性化に向けた取組が必要となってきています。

(2) その対策

- (ア) 地域の課題を解決するために行う地域住民の自主的・主体的な活動や取組の支援に努めます。
- (イ) 多様な分野でまちづくり活動を支えるNPO法人やボランティア団体の育成及び支援に努めます。
- (ウ) 行政連絡班制度の維持のため、班員の高齢化への対応や負担軽減を図り、また、維持が困難な地区については、対応策を検討します。
- (エ) コミュニティ活動の拠点や災害時の避難所となる集会施設の整備充実に努めます。
- (オ) 適切な管理が行われていない空き家等の情報把握に努めます。
- (カ) 空き家バンクの充実を図り、空き家等の所有者や移住定住者等への支援を行います。

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業（施設）名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------|----------------------------|------------|----|
| 9 集落の整備 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 | 地区集会所維持管理費補助 集会所修繕費 | 町 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町においては、多くの町民が多様な芸術文化に親しみ、豊かな感性と情操を育むことができるよう芸術祭をはじめとして、芸術文化に関する公民館講座や町民による自主講座などの活動が展開されており、今後も町民のニーズに対応した芸術文化活動の充実が求められています。

これまでには、中央公民館を拠点として芸術文化活動を展開してきましたが、平成20年には中央公民館脇に音楽練習館が完成し、平成22年には大子駅前に大子町文化福祉会館「まいん」がオープンしました。

「まいん」については、従来の中央公民館に代わる新たな文化活動の拠点として、町民

の芸術文化意識の高揚に利用されています。

また、本町には、国名勝に指定された「袋田の滝及び生瀬滝」をはじめ、「浅川のささら」や「外大野のシダレザクラ」などの県指定文化財、町指定文化財、更には、国登録有形文化財などの文化財が数多く残されています。今後も有形無形の貴重な文化財や史跡、名勝、天然記念物などを大切に保護し、後世に伝承していく必要があります。

このほか、倭紙芸鄙美式人形宗家の山岡草が、生前、本町において創作活動を行い、遺族から作品が寄付された貴重な和紙人形が、奥久慈茶の里公園内にある和紙人形美術館山岡草常設館に展示されており、その効果的な活用が今後も求められています。

(2) その対策

- (ア) 芸術祭や質の高い芸術文化事業の開催を通じて、町民が優れた芸術文化を鑑賞する機会や日頃の成果の発表の場として参加できる機会の拡充に努めるとともに、中央公民館や音楽練習館の利用促進を図ります。
- (イ) 芸術文化活動の新たな拠点として期待される大子町文化福祉会館「まいん」においては、町民自らが企画・運営する事業を支援します。
- (ウ) 主体的な芸術文化活動の普及を図るため、各種芸術文化団体の指導者やボランティアの育成及び支援に努めます。
- (エ) 文化財の管理者や保存団体との連携を図りながら、管理・修繕に対する補助や案内板の設置などを行い文化財の保存と活用に努めます。
- (オ) 埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地の周知を図るとともに、開発行為の際には、発掘調査などを実施して適切な保存措置を講じます。
- (カ) 和紙人形美術館山岡草常設館の定期的な展示替えや適切な維持管理に努めます。
- (キ) 貴重な歴史・民俗資料を伝承するために、歴史民俗資料館の整備について検討を進めます。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業（施設）名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|----------------------------|---------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 | 芸術祭開催事業 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興等の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

私たちが豊かで快適な生活を得ることにより、その日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスは増加し、今や地球温暖化は世界でも大きな問題となっています。その影響は、平均気温の上昇、台風の大型化やゲリラ豪雨等の異常気象、海面の上昇などに現れるとともに、年々深刻化し、人類をはじめとした地球に暮らす生物の生存や健康を脅かしています。

国では、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定のその後令和2年10月に、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、従来の温室効果ガス削減目標を大幅に引き上げ、2030年度の新たな削減目標46%減とすることを表明しました。大子町においても2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへの挑戦として、令和4年8月31日に「大子町ゼロカーボンシティ」を宣言し、各種施策を推進しています。

国の温室効果ガス削減目標は、とても高い目標となっており、この目標を達成するためには令和6年3月に大子町地域脱炭素ビジョンを策定し、太陽光発電設備の導入や照明設備LED化の推進を図るとともに、本町の豊かな森林の整備や森林資源の活用により吸収量の確保がなされ、地域の特徴を活かした再生可能エネルギーの活用が地球温暖化対策の有効な手段となります。

太陽光発電設備については、景観や生活環境の問題、土砂流出などの安全に対する不安等によるトラブルが全国各地で発生していることから、「大子町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例」及び「茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」により、太陽光発電事業者における適正な設置と管理をお願いしています。

(2) その対策

- (ア) 町民一人ひとりが実践する省エネルギーに向けた日常での取組の継続とともに、積極的な省エネルギー機器への転換や電気自動車などの活用を推進していく必要があります。
- (イ) 最も身近な再生可能エネルギーである住宅用太陽光発電システムの継続した普及促進に加え、本町の豊かな森林資源をいかした木質バイオマスの更なる利活用など、エネルギーの地産地消に向けた施策の検討に努めます。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

再生可能エネルギーの利用の推進の区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施します。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

平成20年度に本町は筑波大学との間で包括連携協定を締結し、教育等の人材育成事業や高齢者の健康づくり事業など、まちづくりの様々な分野で連携協力事業を展開しています。

す。

平成 26 年度には、八溝山周辺地域定住自立圏の構成市町において、八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョンを策定し、圏域全体における人口減少や高齢化の進行に対し、近隣市町による従来の枠組みにとらわれない新たな連携・協力により、人口減少対策をはじめとした圏域全体の行政機能の維持・向上を図る取組が必要となっています。

大子二高跡地については、東京理科大学との契約期間満了に伴い、令和元年度より大子町営研修センターとして運用を開始しました。近年スポーツ合宿地として当施設及び付属施設である体育館の利用が増えており、大子町における地域特性を踏まえ、将来の交流人口の増加を目指すため、スポーツ交流施設の整備を検討します。

行政の抱える様々な課題に対して、大学や研究機関の有する高度な専門的知識や技術の活用を図るとともに、大学生等との交流により町の活性化を図ることが求められています。

出会いの機会を求めている独身者への結婚支援としては、いばらき出会い系サポートセンターとの連携や、婚活イベントを実施する団体への支援事業を行っています。少子化の要因となる未婚・晩婚化を解消するため、婚活イベントの企画運営を民間団体に委託し、男女の出会いの場の創出及び結婚の機運醸成を図ります。

このほか、町に根付く芸術文化の振興と更なる魅力向上を図るため、アーティスト滞在施設を活用し、新たな関係・交流人口の創出を目指します。

また、近年研究・開発等が進められている未来技術について、交通・災害及び農林業など幅広い分野での必要性が求められており、今後の具体的な活用について検討する必要があります。

(2) その対策

- (ア) 筑波大学との連携協力を強化して、各分野での本町の抱える課題の解決に向けた事業を計画的かつ継続して推進します。
- (イ) 令和 6 年 3 月に第 3 次共生ビジョンを策定し、効率的な行財政運営の推進と町民サービスの向上に向け、近隣自治体と連携した広域行政を推進します。
- (ウ) 町営研修センターの利用促進と町民と大学生の交流を推進し、交流人口や関係人口の創出を図るとともに、スポーツ交流施設の整備を検討し、将来の交流人口の増加を目指します。
- (エ) 独身者に出会い系の場を提供するため婚活イベント開催・支援や、結婚相談員による相談会の開催、いばらき出会い系サポートセンターへの入会を促進します。
- (オ) 平成 30 年に整備したアーティスト滞在施設を活用し、県内外からのアーティストの招へい及び芸術活動の支援を推進します
- (カ) 町の魅力発信の強化を図るとともに、地域ブランドの向上を図るため、タウンプロモーション事業の推進に努めます。
- (キ) 新たな交通手段の確保や災害時における状況把握など、未来技術を活用した事業促進に努めます。

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業（施設）名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------------|---------|--|-------------|----|
| 12 その他地域の持続的発展に関する事項 | | 大子町ベストパートナー助成事業 結婚応援プロモーション事業 アーティスト滞在施設管理運営業務 | 町 町 町 | |

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業

| 持続的 発展施 策区分 | 事業（施設） 名 | 事　業　内　容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 移 住・定 住・地 域間交 流の促 進、人 材育成 | (4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 地域間交流 | 奥久慈大子まつり 常陸国 YOSAKOI 祭り補助 奥久慈トレイルレース負担金 奥久慈サイクルツーリズム事業 奥久慈里山ヒルクライムルート負 担金 百段階段でひな祭り事業補助 | 実行委員会 実行委員会 推進委員会 町 推進協議会 商工会 | 移住・定住を促進するた めの事業であり、地域間 交流による活力の向上 など、効果は将来に持続 的に及ぶものである。 |
| 2 産業 の振興 | (10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第1次産業 商工業・6次產 業化 その他 | 畜産振興事業 町営牧場維持管理 堆肥生産プラント管理運営業務 雇用促進奨励金 地域人材育成事業 自治・振興金融債務者保証料補給 事業 中小企業者経営改善・創業等支援 事業 商店街空き店舗等活用支援事業 有害鳥獣駆除関連事業 | 大子町畜協 常陸農協 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 | 産業の振興により、地域 の持続的発展に資する 事業であり、事業効果は 将来に持続的に及ぶもの である。 中小企業等への支援な ど、地域経済の活性化を 図るための事業であり、 事業効果は将来に持続 的に及ぶものである。 農作物被害の拡大を防 止するための事業であ り、事業効果は将来に持 続的に及ぶものである。 |
| 3 地域 におけ る情報 化 | (2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 その他 | 新型緊急ラジオ導入業務 | 町 | デジタル化の推進や情 |

| | | | | |
|-------------------------------|--|---|---|--|
| | | FM 中継機器更新業務 | 町 | 報発信による日常生活における利便性の向上に取組む事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 | 町民無料バス運行業務委託 上小川駅・袋田駅乗車券等販売委託 地方バス路線維持補助 廃止路線代替バス運行費補助 タクシー利用助成事業 AI 乗合タクシー運行事業 カーシェアリング事業 | 町 町 茨城交通(株) 茨城交通(株) 町 町 町 | 持続可能な地域公共交通の維持や活性化を図る事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 | 子育て支援センター事業 保育料サポート事業（保育料無料化の推進） 病児・病後児保育事業 放課後児童クラブ事業 ファミリー・サポート・センター委託事業 保育所事業費 児童手当 新生児すぐすく祝金支給事業 子育て祝金支給事業 障害者自立支援医療費給付事業 障害者地域生活支援事業 | 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 | 安心して子どもを産み、育てるための環境づくりに向けた事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄 |

| | | | | |
|---------|--------------------------------|--|--|---|
| | その他 | 大子町障がい者等通院送迎サービス事業補助金 訪問介護事業費補助事業 緊急通報システム見守り事業 文化福祉会館指定管理 | 町 大子町社会福祉協議会 町 大子町社会福祉協議会 | 与する事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 8 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 救急傷病者診療委託 救急医療二次病院運営費負担金 常陸大宮済生会病院運営費負担金 特定健診・特定保健指導事業 がん等検診事業 妊産婦・乳児健康診査 予防接種事業 医師確保事業 医師修学資金貸与事業 産婦人科医師修学資金貸与事業 産婦人科医師研修資金事業 保健師助産師看護師准看護師等修学資金貸与事業 | 町 救急医療市町村会議 常陸大宮済生会病院 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 | 地域に根ざした医療提供に向けた取組であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 9 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ | 放課後こども教室推進事業 | 町 | 快適な教育環境づくりに向けた事業であり、事業効果は将来に持続的に |

| | | | | |
|------------------------|-----------------------------|--|-------------|--|
| 10 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 | 地区集会所維持管理費補助 集会所修繕費 | 町 町 | 誰もが暮らしやすい地域づくりに向けた取組であり、地域コミュニティの持続性の確保など、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 11 地域文化の振興等 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 | 芸術祭開催事業 | 町 | 歴史や文化に身近に触れ合うことができる環境づくりに向けた取組であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | | 大子町ベストパートナー助成事業 結婚応援プロモーション事業 アーティスト滞在施設管理運営業務 | 町 町 町 | 少子化対策や魅力発信の強化を図る事業であり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |